

福岡県気候変動適応推進協議会設置要領

| | |
|-----|------------------|
| 制 定 | 令和元年 9 月 4 日 |
| 改 正 | 令和 2 年 7 月 2 1 日 |
| 改 正 | 令和 3 年 4 月 2 7 日 |
| 改 正 | 令和 4 年 8 月 1 6 日 |
| 改 正 | 令和 6 年 3 月 5 日 |
| 改 正 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 改 正 | 令和 8 年 4 月 1 日 |

(目的)

第 1 条 福岡県気候変動適応センター設置要綱第 2 条第 1 項第 4 号に基づき、福岡県における気候変動適応について関係者間で情報を共有するとともに、専門家等の助言・提言により福岡県における効果的な適応策の推進を図るため、福岡県気候変動適応推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 福岡県における気候変動及びその影響に関する事項
- (2) 福岡県における気候変動適応を推進するための施策や取組みに関する事項
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成等)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる福岡県の気候変動に関係を有する機関及び福岡県気候変動適応センター長が依頼する専門家をもって構成する。

- 2 協議会に座長を置き、構成員の互選で選出する。

(協議会の開催)

第 4 条 協議会は、福岡県気候変動適応センター長が招集する。

- 2 福岡県気候変動適応センター長は、必要に応じて、協議会に構成員以外の関係者を参加させることができる。
- 3 協議会は原則として公開とするが、協議会の構成員が非公開を求めた場合は非公開とすることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、福岡県気候変動適応センターにおいて処理する。

別表

| | |
|--------------------|------------------------------|
| 福岡管区气象台 | 気象防災部気候変動・海洋情報調整官 |
| 環境省 九州地方環境事務所 | 環境対策課長 |
| 北九州市 | 環境局グリーン成長推進部 グリーン成長推進課長 |
| 福岡市 | 環境局脱炭素社会推進部 脱炭素社会推進課長 |
| 久留米市 | 環境部環境政策課長 |
| 福岡県 | 総務部防災危機管理局防災企画課長 |
| | 保健医療介護部保健医療介護総務課長 |
| | 保健医療介護部健康増進課長 |
| | 保健環境研究所長 (福岡県気候変動適応センター長) |
| | 環境部 <u>水・大気環境課長</u> |
| | 環境部 <u>脱炭素社会推進課長</u> |
| | 環境部自然環境課長 |
| | 農林水産部農林水産政策課長 |
| | 農林業総合試験場長 |
| | 水産海洋技術センター所長 |
| 県土整備部県土整備企画課長 | |
| 福岡県地球温暖化防止活動推進センター | センター長 |